

居宅介護支援事業重要事項説明書

<令和4年4月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日時

[担当] 管理者 西村 香

電話 0748-57-2155 (緊急時 携帯 090-2592-4456)

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、祝日および年末年始を除く)
営業時間	8時30分～17時30分

営業日・営業時間以外でも電話によりご相談いただけます。

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所りゅうおう
所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字林1346番地
事業所の指定番号	2571500541
事業実施地域	近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町 ※上記以外でもご希望があればご相談ください。

3. 当事業所の法人の概要

名称	社会福祉法人 美絆
所在地	滋賀県近江八幡市鷹飼町1485番地6
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 松尾 隆志

4. 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	事業所管理業務及び 居宅サービス計画作成業務	常勤
主任介護支援専門員	1名 以上	専門的支援・教育 居宅サービス計画作成業務	常勤
介護支援専門員	1名 以上	居宅サービス計画作成業務	常勤 非常勤

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人 美絆が実施する指定居宅介護支援の事業は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、ご本人や家族の意向を基に居宅サービスまたは施設サービスおよび地域住民による自発的な活動によるサービスが適切に提供できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。</p>
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業は、ご本人が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 2. ご本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご本人によるサービスの選択に資するよう情報を提供し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。 3. ご本人の意思および人格を尊重し、常にご本人の立場に立ってご本人に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 4. 事業の運営にあたっては、市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。 5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準」を遵守する。

6. 提供するサービスの内容と料金

居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	<p>居宅サービス計画ガイドライン方式を基本として使用しご本人とともに、ご本人の自立支援に必要な援助を考え、サービス担当者会議等の開催により専門的見地からの意見を踏まえ居宅サービス計画書を作成します。また、計画に基づき各サービス事業者との調整を行います。</p>
サービスの実施状況および課題の把握（モニタリング）	<p>少なくとも1ヶ月に1回、担当の介護支援専門員がご本人の居宅を訪問し、課題やサービスの実施状況を把握し、サービス内容が適切かなどについて話し合います。</p>
給付管理	<p>介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおり提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。</p>
要介護（要支援）	<p>ご本人が要介護認定、要支援認定の変更や更新認定を受</p>

認定等の協力、援助	けるについて申請を代行する等、その他必要な援助を行います。
利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。
居宅サービス事業者等の紹介	ご本人は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
居宅サービス事業者等の選定理由	ご本人は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
入院時における医療機関への情報提供	入院時には、担当のケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ提供してください。

[プライバシー（個人情報）の保護]

当事業所が、サービスを提供する際に、ご本人やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのご本人へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、ご本人の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめご本人に説明し、同意書に署名捺印をいただきます。

また、医療系サービスの利用を希望される場合は、ご本人の同意を得て主治の医師等に対し、ケアプランを提供します。

但し、訪問介護事業所等から伝達されたご本人の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握したご本人の状態等については、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

[利用料等]

利 用 料	(厚生労働大臣の定める基準額)	
	要介護 1、要介護 2	10,760円
	要介護 3、要介護 4、要介護 5	13,980円
	初回加算	3,000円
	退院・退所加算 (I) イ	4,500円
	退院・退所加算 (I) ロ	6,000円
	退院・退所加算 (II) イ	6,000円
	退院・退所加算 (II) ロ	7,500円
	退院・退所加算 (III)	9,000円
	特定事業所加算 (II)	4,070円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
	入院時情報連携加算 (I)	2,000円
	入院時情報連携加算 (II)	1,000円
	通院時情報連携加算	500円

	<p>※今後も厚生労働省の改正の都度、変更となりますのでご了承ください。</p> <p>上記の利用料はご本人に介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。全額介護保険により負担されます。</p> <p>ただし、ご本人が以前に保険料の滞納がある場合はご本人より料金をいただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。</p>
交 通 費	<p>ご本人のお宅が、当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、次のとおり交通費の実費をいただきます。</p> <p>① 事業実施地域を越えた地点から距離 1 k mにつき 4 0 円</p> <p>② 交通事情等により当該事業所の所有する車以外の交通機関を利用しなければならない場合はその料金の実費</p>

7. 利用料等の支払時期と支払方法

ご本人と協議の上決定します。

8. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。

お気軽に事業所などにご相談下さい。

9. 解約

- (1) ご本人は、当事業者に対して、契約書に添付した「解約の通知」を解約する日までに事業所に届けていただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご本人に対して、この契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することがあります。この場合、当事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報をご本人に提供するなど、ご本人が続けて滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。
- (3) 当事業者は、ご本人またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行われた場合、文書でお知らせすることにより、直ちにこの契約を解約することがあります。

10. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- (1) ご本人が介護保険施設に入所した場合
- (2) ご本人が入院した場合（契約の期間は相談に応じます）
- (3) ご本人が要介護でなくなった場合（要支援または非該当）

(4) ご本人がお亡くなりになった場合

1 1. 損害賠償

ご本人に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、ご本人に賠償いたします。

1 2. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

① 当事業所が提供するサービスについて

② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

居宅介護支援事業所 りゅうおう 管理者 西村 香	滋賀県蒲生郡竜王町大字林1346番地 TEL 0748-57-2155 携 帯 090-2592-4456 (緊急時) FAX 0748-43-2299
--------------------------------	---

当事業所以外でも、ご相談や苦情などについて次の窓口があります。

近江八幡市介護保険課	滋賀県近江八幡市土田町1313 TEL 0748-33-3511
東近江市長寿福祉課	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 TEL 0748-24-5645
竜王町役場福祉課	滋賀県蒲生郡竜王町小口4-1 TEL 0748-58-3705
日野町役場長寿福祉課	滋賀県蒲生郡日野町河原1丁目1番地 TEL 0748-52-6501
あんしん・なっとく委員会 (滋賀県運営適正化委員会)	滋賀県草津市笠山7丁目8番138号 TEL 077-567-4107
滋賀県国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 TEL 077-522-0065

年 月 日

本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

事業者 所在地 滋賀県近江八幡市鷹飼町1485番地6
名称 社会福祉法人 美絆
理事長 松尾 隆志 印

説明者 所属 居宅介護支援事業所りゅうおう
氏名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、了承しました。

ご本人 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印 (続柄)